

川島町農業委員会 9月定例会 会議録

1. 開催日時 令和6年9月25日(水) 午後1時30分～午後3時30分
2. 開催場所 川島町役場 大会議室
3. 議長名 利根川 洋治
4. 出席人数 18名(農地利用最適化推進委員8名を含む)

会 長 4番 利根川 洋治

会長職務代理(副会長) 8番 横川 公久

農業委員

1番 横田 正雄

2番 小高 春雄

3番 宇津木 忠明

5番 染谷 和廣

6番 稲毛 茂作

7番 遠山 いづみ

9番 木村 悟

10番 山崎 清

農地利用最適化推進委員

中山地区 関口 孝美

伊草地区 鹿山 日出男(欠席)

三保谷地区 鈴木 健

松本 二三男

出丸地区 岡田 茂雄

八ッ保地区 福島 和利

木村 淳一

小見野地区 杉山 進

永瀬 芳和

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 諸般の報告について

第4 報 告

(1) 専決事項報告の件について

第5 議 案

(1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認の件

(2) 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請承認の件

(3) 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件

第6 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 江間 裕一
 事務局次長 滝瀬 一也
 事務局員 石黒 浩基
 書記

7. 会議の概要

	(会議規則第5条の規定により、会長が議長となる。)
事務局長	農業委員10名、農地利用最適化推進委員8名の出席報告を行い、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、定足数に達していることから開会を宣言した。
議長	日程第1「議事録署名委員の指名について」 会議規則第23条第2項の規定により、議長において指名する。 (10番 山崎委員、2番 小高委員を指名した。)
議長	日程第2「会期の決定について」 会期を本日一日とし、委員の承認を得た。
議長	日程第3「諸般の報告について」 報告事項はありませんでした。
議長	日程第4「報告」 報告第1「専決事項報告の件」について、事務局から説明を求めます。
事務局	「専決事項報告の件」について説明を行った。
議長	ただいまの報告事項について、質疑を求めます。

山崎委員	市街化区域については、事前に転用の届出が必要です。やむをえず追認を受けたと思うが、始末書を提出させましたか。
事務局	始末書ではなく、理由書として提出をいただきました。
山崎委員	住宅地図を見ると駐車場になっているが、これについても事前に届出がなかったのですか。
事務局	ありませんでした。会社の駐車スペースとして大きく使用していたことを確認しています。
染谷委員	この土地の課税状況について教えてください。
事務局	宅地並み課税となっております。
染谷委員	登記簿はどうなっていますか。
事務局	登記は畑になっており、税法上は現況課税になります。農地法は、登記簿優先になります。その食い違いにより今回のような状況になっております。
染谷委員	今後、このような事が無いように税務課と連携していただきたい。
事務局	今後、このような事が無いように、努めさせていただきます。
	(質疑終結、次の日程に移る)
議長	日程第5「議案」 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認の件」を議題とし、事務局の朗読・説明を求めます。

事務局	議案第1号番号1から3について説明を行った。
議長	説明のあった案件について、担当委員の補足説明を求めます。
木村委員	番号1について補足説明を行った。
関口委員	番号2について補足説明を行った。
横田委員	番号3について補足説明を行った。
議長	担当委員の補足説明が終わったので、質疑を受けます。
遠山委員	番号2について、地目が田になっていますが、案内図は畑になっています。
事務局	登記は田になっていますが、現状については畑の利用になっています。
	質疑終結
議長	議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認の件」を議題とし、事務局の朗読・説明を求めます。
事務局	議案第2号番号1について説明を行った。
議長	説明のあった案件について、担当委員の補足説明を求めます。
稲毛委員	番号1について補足説明を行った。
議長	担当委員の補足説明が終わったので、質疑を受けます。

山崎委員	番号1について、農家住宅の敷地拡張にて、出入口と農業用倉庫に係る部分を転用する案件であろうが、議案書記載の建築面積には、母屋建て替えの 116.34 m²が記載されており、理に合わないと感じる。 建築面積には、今回の農転案件である農業用倉庫部分の面積を記載すべき、と考えます。
事務局	埼玉県農林振興センターに確認いたしましたところ、申請書の記載と議案書を合わせたほうが良いとのことでしたので、このように記載しました。また、「新築することが今回、農転することになった原因で良いのではないか。」と回答をいただきましたが、今後このような案件が出た場合には、母屋の新築 116.34 m²、農業用倉庫面積およそ 25 m²等、わかりやすく記載させていただきます。 質疑終結
議長	議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件」を議題とし、事務局の朗読・説明を求めます。
事務局	議案第3号番号1から6について説明を行った。
議長	説明のあった案件について、担当委員の補足説明を求めます。
小高委員	番号1について補足説明を行った。
山崎委員	番号2から6について補足説明を行った。
議長	担当委員の補足説明が終わったので、質疑を受けます。
染谷委員	番号1について、使用貸借ですか。

事務局	使用貸借になります。
木村委員	番号2から6について、営農型の太陽光になりますか。
事務局	営農型ではなく、通常の太陽光発電施設であるため、農地転用を行います。
木村委員	一般的な太陽光発電施設の転用ですか。また、電気の販売方法は。
事務局	一般的な発電の転用です。また、非FITによる販売となります。
木村委員	施設は何年もちますか。
事務局	約20年、持続します。
木村委員	構造物は誰がつくりますか。
事務局	構造物は事業者が設置をし、底地は地上権の設定になり、貸付を行います。
木村委員	撤去時は、貸付人には責任はないのですか。
事務局	そのとおりです。
関口委員	今後、川島町の白地の農地が太陽光発電施設で転用していった場合、景観などの規制は発生しますか。
事務局	川島町は、環境に基づく条例を設置しております。設置者に対し、管理の徹底や撤去の明確化をしております。ただ、第2種農地以上で、隣接の確認、地元説明会を実施していれば、農地法上防ぎようがありません。

関口委員	景観が変わってしまうこともあり、農地法で対応できない場合はどうなるのか。
事務局	近隣の市町村を参考にしますと、環境面の条例で規制することになります。
染谷委員	太陽光の維持管理として、清掃用の水利関係はどうなりますか。
事務局	多くの事業者は、タンクを持ち込んで太陽光パネルを洗浄しております。排水については、防草シートがありますが浸みこみます。また、浸透しきれないものは、U字溝に流れ落ちると思います。
染谷委員	洗剤を持ち込んで洗浄することはありますか。
事務局	基本的には、水洗いです。
小高委員	会社の概要について説明をお願いします。また、承認するにあたり、県の対応について伺います。
事務局	川島町で4～5例の太陽光発電設備設置を行った会社の子会社と聞いております。設立は令和3年で、維持管理については問題ありません。関東では、茨城県や神奈川県でも事業を行っており、埼玉県では滑川町で行っております。県の対応としては、計画図面が確認できて、2種農地判断が出ており、町の環境条例に基づいた事前協議が済んでいれば、致し方ないとのことでした。
小高委員	町として許可を出す以上は地権者に迷惑をかけないようにお願いしたい。また、農業委員会が承認しなくても、県が承認すれば太陽光発電施設設置が許可されますか。

事務局	農業委員会にて不許可相当になっても、埼玉県として異論がなければ、県として許可書が交付されます。埼玉県と市町村で齟齬がでた場合に農業委員会に意見照会を行います。以前の経緯からすると、書類が揃い、法律上問題がなければ、許可されます。
小高委員	農業委員会が不許可相当としても、埼玉県が許可を出してしまうのであれば、この案件を農業委員会にかける必要はありますか。
事務局	農業委員会に関する法律があり、農業委員会の意見を付して送らなければならないことになっているので、必要です。
小高委員	例えば、今回承認した太陽光発電施設が、災害や盗難等にあった場合、農業委員会として承認しても責任はないということで良いですか。
事務局	県からは、そういった話をいただいております、町としてもそのように判断しております。
木村委員	会社が倒産した場合の撤去はどうなりますか。
事務局	倒産等で維持管理が不可能になった場合や、撤去する場合の費用については、積み立てをしておく必要が明記されており、国に計画が提出されております。それが承認されると、経済産業省から太陽光発電施設設置の承認がおります。それをもって町に事前協議がされ、農地転用となります。
染谷委員	積み立ては会社がするのですか。
事務局	事業者が積み立てます。
染谷委員	企業のＩＲは誰がチェックしていますか。責任の所在はどこにな

りますか。

事務局 責任の所在は、埼玉県が許可を出しているので埼玉県になります。
企業の管理は、経済産業省になります。

染谷委員 町として、経済産業省と連携をとっている課を教えてください。

事務局 特にありません。倒産した場合は経済産業省が指導を行います。

質疑終結

議長 日程第6「その他」について事務局から説明を求めます。

事務局 ① 令和6年度農地パトロールについて
② 地域計画策定に伴う説明会について
③ 「かわじまランタン祭」について

議長 事務局の説明が終わったので、質疑を受けます。

遠山委員 議案第1号番号3について、道に沿って荒れ地がありますが、この土地についても番号3の譲受人が所有していますか。

事務局 道沿いの荒れ地については、譲受人の所有となりますが、今後しっかり管理される予定です。また、その周辺の農地は第三者が所有しており、きれいになっております。その敷地の東側の宅地に関しては、砂利敷きになっています。

議長 以上で本日の会議に上程した案件は、採決を残しすべて議了しました。これをもちまして、一度休会します。農地利用最適化推進委員の皆さまお疲れ様でした。

(農地利用最適化推進委員 退出)

- 議長 再開します。なお、全ての案件について質疑を求めます。
(質疑なし)
- 議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認の件」番号1について「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員賛成)
- 議長 番号2について「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員賛成)
- 議長 番号3について「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員賛成)
- 議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認の件」番号1から3の申請については、「許可」とすることに決定しました。
- 議長 議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認の件」番号1について「許可相当」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員賛成)
- 議長 議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認の件」番号1については、「許可相当」とすることに決定いたしました。
- 議長 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件」番号1について「許可相当」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員賛成)

議長	番号 2 について「許可相当」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (賛成多数)
議長	番号 3 について「許可相当」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (賛成多数)
議長	番号 4 について「許可相当」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (賛成多数)
議長	番号 5 について「許可相当」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (賛成多数)
議長	番号 6 について「許可相当」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (賛成多数)
議長	議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請承認の件」番号 1 から 6 については、「許可相当」とすることに決定いたしました。
議長	会議に上程した案件はすべて議了した旨の報告を行い、令和 6 年 9 月の定例会の閉会を宣言します。

上記のとおり会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名する。

議

長

利根川洋治

10 番 山崎委員

山崎 清

2 番 小高委員

小高 博